

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則

（人事課） 一

訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

（人事課） 三

規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十八号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則（昭和三十五年宮城県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三十二号から第四十号までを次のように改める。

三十二 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の施行に関する次のこと。

イ 第十条第一項の規定による第一種動物取扱業の登録

ロ 第十二条第一項の規定による第一種動物取扱業の登録の拒否

ハ 第十三条第一項の規定による第一種動物取扱業の登録の更新

ニ 第十四条第一項から第三項まで及び第十六条第一項の規定による届出の受理

ホ 第十七条の規定による第一種動物取扱業の登録の抹消

ヘ 第十九条第一項の規定による登録の取消し等

ト 第二十二条第三項の規定による動物取扱責任者研修の開催

チ 第二十二条の六第二項の規定による届出の受理

リ 第二十二条の六第三項の規定による命令

ヌ 第二十三条の規定による勧告及び命令

ル 第二十四条第一項及び第三十三条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査

ヲ 第二十四条の二及び第二十四条の三の規定による届出の受理

ワ 第二十五条第一項から第三項までの規定による勧告及び命令

カ 第二十六条第一項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可

ヨ 第二十八条第一項及び第三項の規定による特定動物の飼養又は保管の変更の許可及び届出の受理

タ 第二十九条の規定による特定動物の飼養又は保管の許可の取消し

レ 第三十二条の規定による特定動物飼養者に対する措置命令

ソ 第三十五条第一項から第六項までの規定による犬及び猫の引取り等

ツ 第三十六条第二項の規定による負傷動物の収容（動物の死体の収容を除く。）

ネ 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号。以下この号において「府令」という。）第二条の規定による登録証の交付及び再交付並びに亡失の届出及び返納の受理

の受理

ナ 府令第十五条の規定による許可証の交付及び再交付並びに亡失の届出及び返納の受理

ラ 府令第十六条第一項の規定による飼養又は保管の廃止の届出の受理

三十三 動物の愛護及び管理に関する条例の施行に関する次のこと。

イ 第八条の規定による飼い犬の収容等

ロ 第九条第一項の規定による犬及び猫の譲渡

ハ 第十条の規定による野犬の駆除

ニ 第十一条及び第十四条第三項の規定による届出等の受理

ホ 第十二条の規定による措置命令

ヘ 第十五条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査

三十四 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）の施行に関する次のこと。

イ 第五条の規定による特定建築物についての届出の受理

ロ 第十一条第一項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問

ハ 第十二条の規定による改善命令等

ニ 第十二条の五第一項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問

ホ 第十三条第二項の規定による報告の徴収及び同条第三項の規定による勧告

へ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則（昭和五十六年宮城県規則第二十五号）第七条の規定による登録事業所の実績報告書の受理

三十五 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）の施行に関する次のこと。

イ 第七条の規定による健康診断の実施

ロ 第八条の規定による記録の作成等

ハ 第九条の規定による健康指導

三十六 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成二十三年法律第九十五号）第十一条の規定による口腔の健康に関する調査の実施

三十七 母体保護法施行令（昭和二十四年政令第十六号）第一条第二項の規定による標識の交付

三十八 食品衛生取締条例（昭和三十年宮城県条例第二十七号）の施行に関する次のこと。

イ 第三条の規定による加工業の登録

ロ 第四条の規定による行商の登録

ハ 第五条第二項の規定による登録証及びき章の交付

ニ 第五条の二第一項の規定による登録の拒否及び同条第二項の規定による通知

ホ 第六条第一項の規定による有効期間の延長及び同条第二項の規定による登録の更新

ヘ 第六条の二第二項の規定による届出の受理

ト 第七条の二の規定による変更の届出の受理

チ 第九条の規定による登録証及びき章の書換え及び再交付

リ 第十条の規定による営業の休止若しくは廃止又は合併以外の事由による解散の届出の受理

ヌ 第十三条及び第十四条の規定による改善命令、措置命令及び営業停止命令

三十九 かきの処理に関する取締条例（昭和二十九年宮城県条例第四十三号）の施行に関する次のこと。

イ 第四条の規定による処理場設置の許可

ロ 第六条の規定による届出の受理

ハ 第十五条第一項の規定による処理業の開始届の受理

ニ 第十五条の二第一項及び第三項の規定による処理従事者の登録、変更届の受理及び登録証の書換え

ホ 第十六条第一項の規定による登録証及びき章の交付

ヘ 第十七条の規定による登録証の再交付

ト 第十七条の二の規定による衛生上必要な事項の指示

チ 第十九条の規定による処理場の施設の改善命令、使用の停止又は許可の取消し

リ 第二十条及び第二十一条の規定による営業の停止又は従業停止

四十 簡易給水施設等の規制に関する条例（昭和五十年宮城県条例第十四号）の施行に関する次のこと。

イ 第五条第一項、第六条第一項及び第二項、第七条第一項、第十一条第一項及び第二項並びに第十二条第三項の規定による届出の受理

ロ 第七条第一項及び第十一条第二項の規定による検査

ハ 第七条第二項（第十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知

ニ 第十三条の規定による改善の指示及び第十三条の二の規定による給水停止命令

ホ 第十四条第一項及び第二項の規定による報告の徴収及び立入検査

ヘ 第十一条の二第二項及び第三項の規定による指示

第六条第一項中第四十六号を第四十七号とし、第四十一号から第四十五号までを一号ずつ繰り下げ、第四十号の次に次の一号を加える。

四十一 保健所使用料等条例（昭和二十七年宮城県条例第三十五号）第四条の規定による使用料等の減免

第八条第一号ハ中「第十一条第一項第二号へ」を「第十一条第一項第二号へ(2)」に改め、同号中オをケとし、ノをマとし、同号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同号中キをヤとし、ニからウまでをチからクまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ 第十一条第一項第二号へ(3)の規定による交流の場の提供

ホ 第十一条第一項第二号へ(4)の規定による里親の選定及び里親と児童との間の調整

ヘ 第十一条第一項第二号へ(5)の規定による計画の作成

ト 第十一条第一項第二号トの規定による相談、情報の提供、助言その他の援助

第八号第二号へ中「第十三条」を「第十三条第一項」に改め、同号に次のように加える。

ト 第十三条第二項の規定による助言

チ 第十三条の二の規定による児童の確認、相談、指導、助言その他の支援

第十条第一項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第四十二号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

四十二 一件五千万円未満の漁港施設及び海岸保全施設の維持管理の委託

第十一条第一号リ中「許可」を「届出の受理」に改め、同号ルを削り、同号ヲ中「役員等の」を削り、同号中ヲをルとし、ワからヒまでをヲからエまでとし、モを削り、セをヒとする。

第十八条第一項第四十号中「一億円」を「一億五千万円（仙台土木事務所長にあつては、三億円）」

に、「道路」を「公共土木施設（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第三条各号に掲げる施設で、土木事務所長が管理するものに限る。）の」に改め、同項中第四十六号を削り、第四十七号を第四十六号とし、第四十八号から第五十三号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

五十三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の施行に関する次のこと。

- イ 第十六条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画等の受理
 - ロ 第十六条第一項及び第十九条第二項の規定による指示
 - ハ 第十六条第三項及び第二十条第三項の規定による協議
 - ニ 第十九条第一項の規定による届出の受理
 - ホ 第二十条第二項の規定による通知の受理
 - ヘ 第二十一条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査
- 附則第五項中「第十条第一項第三十四号」を「第十条第一項第三十三号」に改める。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第六条第一項の改正規定、第八条第二号への改正規定、第十条第一項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第四十二号までを一号ずつ繰り上げる改正規定及び第十一条の改正規定並びに附則第五項の改正規定は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第五号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。
 第三条第二項中「次長（」の下に「国際経済・観光局長、」を加える。
 第五条第一項の表部長の項を次のように改める。

国際経済・観光局長	
-----------	--

部 長		理 事
危 機 管 理 監	次長（複数の次長を置く部にあつては、当該事務を担当する次長）	主務課長（当該事務を担当する課長（室長を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）

第五条第一項の表次長（理事及び危機管理監を含む。）の項中「次長（」の下に「国際経済・観光局長、」を加える。

附則第六項中「第十三号」を「第十四号」に改める。

別表第一総務部長の消防課に係る専決事項の項第十一号ロを削り、同号ハ中「第十八条」を「第十七条」に改め、同号ハを同号ロとし、同表自然保護課長の専決事項の項第一号中ヲをワとし、ヘからルまでをトからヲまでとし、ホの次に次のように加える。

ハ 住居集合地域等における麻酔銃猟の許可（地方振興事務所長の専決に係るものを除く。）（第三十八条の二）

別表第一環境生活部長の共同参画社会推進課に係る専決事項の項第一号ト中「仮認定」を「特例認定」に改め、同号チ中「仮認定特定非常営利活動法人」を「特例認定特定非常営利活動法人」に、「仮認定法人」を「特例認定法人」に改め、同号リ中「仮認定法人」を「特例認定法人」に改め、同号ル中「仮認定法人の仮認定」を「特例認定法人の特例認定」に改め、同表保健福祉部長の医療整備課に係る専決事項の項中「医療整備課」を「医療政策課」に改め、同項第四号を削り、同項第五号ホ中「及び合併」を「合併及び分割」に、「第五十七条」を「第五十八条の二、第五十九条の二、第六十条の三、第六十一条の三」に改め、同号ヘ中「第四十六条の二」を「第四十六条の五」に改め、同号ト中「理事長選出の特例」を「管理者の一部を理事に加えないこと」に、「第四十六条の三」を「第四十六条の五」に改め、同号チ中「仮理事及び特別代理人」を「二時役員の職務を行うべき者」に、「第四十六条の四」を「第四十六条の五の三」に改め、同号リ中「管理者の一部を理事に加えないこと」を「理事長選出の特例」に、「第四十七条」を「第四十六条の六」に改め、同号ヌ中「五十条」を「第五十四条の九」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第六号を第五号とし、第七号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、第十七号を削り、第十八号を第十六号とし、第十九号から第二十二号までを削り、同表医療整備課長の専決事項の項中「医療整備課長」を「医療政策課長」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、第六号から第八号までを削り、同表保健福祉部長の医師確保対策室に係る専決事項の項及び同表医師確保対策室長の専決事項の項を次のように改める。

医療人材対策室

- 一 医学生修学資金等貸付条例（平成十七年宮城県条例第五十三号）の施行に関する次のこと。
 - イ 指定医療機関等の指定（第三条）
 - ロ 貸付けの休止及び停止（第八条）
 - ハ 償還等の免除（第九条、第十条、第十三条）
 - ニ 償還の猶予（第十二条）
 - 二 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）の施行に関する次のこと。
 - イ 職員の指名（第十五条）
 - ロ 准看護師に対する戒告、業務の停止命令及び免許の取消し、再教育研修の受講命令並びに再免許（第十四条、第十五条の二、第十六条）
 - ハ 養成所の指定（第十九条、第二十条、第二十一条、第二十二条）
 - ニ 指定養成所の変更の承認及び届出の受理（保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号。以下この号において「政令」という。）第十三条）
 - ホ 報告の徴収及び指示（政令第十五条）
 - ヘ 指定養成所の指定の取消し（政令第十六条）
 - 三 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）の施行に関する次のこと。
 - イ 看護師等就業協力員の委嘱（第十一条）
 - ロ 看護師等確保推進者の変更命令（第十二条）
 - ハ 都道府県ナースセンターへの監督命令（第十八条）
 - 四 看護学生修学資金貸付条例（昭和三十八年宮城県条例第五号）の施行に関する次のこと。
 - イ 貸付けの休止及び停止（第八条）
 - ロ 償還の免除及び猶予（第九条、第十一条）
 - 五 公衆衛生修学資金貸付条例（昭和三十九年宮城県条例第三十五号）の施行に関する次のこと。
 - イ 貸付けの休止及び停止（第七条）
 - ロ 償還の免除及び猶予（第八条、第十条）
 - ハ 被災地域看護職員確保対策修学資金貸付条例（平成二十五年宮城県条例第二十三号）の施行に関する次のこと。
 - イ 償還の免除（第四条）
 - ロ 貸付けの休止及び休止並びに償還の猶予（第五条）

医療人材対策室長

- 一 医学生修学資金等貸付条例の施行に関する次のこと。
 - イ 貸付けの決定（第七条）
 - ロ 償還期日の指定（第十一条）
- 二 保健師助産師看護師法第八条の規定による准看護師の免許
- 三 看護学生修学資金貸付条例第七条の規定による貸付けの決定
- 四 公衆衛生修学資金貸付条例第六条の規定による貸付けの決定
- 五 被災地域看護職員確保対策修学資金貸付条例第五条の規定による貸付けの決定

年宮城県条例第三十五号）の施行に関する次のこと。

- イ 貸付けの休止及び停止（第七条）
- ロ 償還の免除及び猶予（第八条、第十条）
- ハ 被災地域看護職員確保対策修学資金貸付条例（平成二十五年宮城県条例第二十三号）の施行に関する次のこと。
 - イ 償還の免除（第四条）
 - ロ 貸付けの休止及び休止並びに償還の猶予（第五条）

別表第一保健福祉部長の健康推進課に係る専決事項の項に次の一号を加える。

四 がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）の施行に関する次のこと。

イ 届出対象情報の届出を行う診療所の指定の取消し（第六条）

ロ 届出の勧告等（第七条）

ハ 審議会の意見聴取（第十八条、第十九条、第二十一条、第二十二条）

ニ がん情報の提供を受けた者に対する勧告及び命令（第三十八条）

別表第一健康推進課長の専決事項の項に次の一号を加える。

四 がん登録等の推進に関する法律の施行に関する次のこと。

イ 届出対象情報の受理及び届出対象情報の届出を行う診療所の指定（第六条）

ロ 届出対象情報の審査等及び都道府県整理情報の厚生労働大臣への提出（第八条）

ハ 厚生労働大臣から通知を受けた事項に関する調査及び厚生労働大臣への報告（第十条、第十三条）

三 三 三

ニ 関係者に対する協力の要請（第十六条）

ホ 県の委託を受けた者等に準ずる者の指定（第十八条）

ヘ がん情報の利用及び提供（第十八条、第十九条、第二十条）

ト がんデータベースの整備等並びにがん情報の匿名化及び消去（第二十二條）

チ がん情報の提供を受けた者からの報告の徴収（第三十六条）

リ がん情報の提供を受けた者への助言（第三十七条）

別表第一保健福祉部長の疾病・感染症対策室に係る専決事項の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同表疾病・感染症対策室長の専決事項の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同表保健福祉部長の子育て支援課に係る専決事項の項第一号及び同表子育て支援課長の専決事項の項第一号中「情緒障害

児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同表経済商工観光部長の産業立地推進課に係る専決事項の項第三号を削り、同表商工金融課長の専決事項の項第九号イ中「及び連携計画」を削り、「第五条、第十八条」を「第七条」に改め、同号ロ中「及び連携計画」を削り、「認定及び」の下に「認定基盤施設計画」を加え、「第六条、第十九条」を「第八条」に改め、同号ハ中「報告」を「認定基盤施設計画に係る基盤施設事業の実施状況の報告」に改め、同表中小企業支援室長の専決事項の項に次の一号を加える。

七 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）の施行に関する次のこと。

イ 経営の承継に伴い事業活動の継続に支障が生じていること等の認定（第十二条）

ロ 認定の取消し（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号。以下この号において「省令」という。）第九条）

ハ 報告に対する確認（省令第十二条）

ニ 経営承継贈与者の相続が開始した場合の確認等（省令第十三条）

ホ 災害等により被害を受けた中小企業者に対する確認等（省令第十三条の二）

ヘ 指導及び助言に係る知事の確認（省令第十六条）

ト 変更の確認（省令第十七条）

チ 確認の取消し（省令第十八条）

別表第一経済商工観光部長の国際経済・交流課に係る専決事項の項及び同表国際経済・交流課長の専決事項の項を次のように改める。

<p>国際企画課 産業交流センター条例（平成七年宮城県条例第十七号）第十二条の規定による利用料金 の全部又は一部の免除に係る基準の承認</p>	<p>国際企画課長 一 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第八条（東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律（平成二十三年法律第六十四号）第三条において準用する場合を含む）、第九条、第十条、第十一条及び第十二条の規定による一般旅券の交付 二 産業交流センター条例第六条の規定による休業日の変更等の承認</p>
---	---

別表第一経済商工観光部長の海外ビジネス支援室に係る専決事項の項及び同表海外ビジネス支援室長の専決事項の項を削り、同表農林水産部長の農林水産経営支援課に係る専決事項の項第五号中トをチとし、ハからヘまでをニからトまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ 組織変更の認可（第百条の八、第百条の十六、第百条の二十二）

別表第一農林水産経営支援課長の専決事項の項第十五号ロ中「及び林地処分事業実施規程」を「林地処分事業実施規程及び森林経営規程」に改め、「第二十四条」の下に「第二十六条の三」を加え、同表農村整備課長の専決事項の項第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同表農林水産部長の森林整備課に係る専決事項の項第七号ロ中「第七条」を「第八条」に改め、同表森林整備課長の専決事項の項第七号中「第八条の規定による報告の徴収」を「の施行に関する次のこと。」に改め、同号に次のように加える。

イ 報告の徴収（第九条）

ロ 契約条項の変更に係る承認（第十一条）

別表第一土木部長の道路課に係る専決事項の項第一号中ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、次のように加える。

リ 道路協力団体の指定及び監督等（第四十八条の二十、第四十八条の二十二）

別表第一土木部長の道路課に係る専決事項の項第三号中「第二十四条の規定による予算等の承認」を「の施行に関する次のこと。」に改め、同号に次のように加える。

イ 予算等の承認（第二十四条）

ロ 給与及び退職手当の支給の基準の承認（第三十二条）

別表第一土木部長の港湾課に係る専決事項の項第五号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、ヘを削り、トをホとし、チからヌまでをヘからチまでとし、同表港湾課長の専決事項の項第五号中ロをニとし、イの次に次のように加える。

ハ 水域保安管理者の選任（第三十八条）

別表第一港湾課長の専決事項の項第五号中イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 埠頭保安管理者の選任（第三十条）

別表第一土木部長の都市計画課に係る専決事項の項第二号中ロを削り、ハをロとし、ニからルまでをハからヌまでとし、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同表都市計画課長の専決事項の項第二号中ヘをトとし、ハからホまでをニからヘまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ 都市計画の案の作成に係る関係市町村への資料提出等の要求（第十五条の二）

別表第一都市計画課長の専決事項の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同表土木部長の建築宅地課に係る専決事項の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の施行に関する次

のこと。

イ マンション建替組合の設立及び解散の認可並びに設立の認可の取消し(第九条、第三十八条、第九十八条)

ロ 個人施行者によるマンション建替事業の施行及び廃止又は終了の認可並びに施行の認可の取消し(第四十五条、第五十四条、第九十九条)

ハ 権利変換計画の認可(第五十七条)

ニ 指示に従わない旨の公表(第四十条)

ホ 買受計画の認定(第四十条)

ヘ 勧告に従わない旨の公表(第四十条)

ト マンション敷地売却組合の設立及び解散の認可並びに設立の認可の取消し(第二十條、第三百七条、第六十一条)

チ 分配金取得計画の認可(第四十一条)

別表第一 土木部長の建築宅地課に係る専決事項の項第十一号中ハをへとし、ロをホとし、イをニとし、同号にイからハまでとして次のように加える。

イ 特定建築物に係る基準適合命令等(第十四条)

ロ 住宅部分に係る命令(第十六条)

ハ 指示に係る措置命令(第十九条)

別表第一 建築宅地課長の専決事項の項第十四号中ホをリとし、イからニまでをホからチまでとし、同号にイからニまでとして次のように加える。

イ 建築物エネルギー消費性能適合性判定及びその結果を記載した通知書の交付(第十二条、第十三条)

ロ イの通知書の交付を延長する旨等を記載した通知書の交付(第十二条、第十三条)

る公告(第十四条、第二十五条、第三十八条)

ニ マンション建替組合の定款又は事業計画の変更の認可(第三十四条)

ホ 決算報告書の承認(第四十二条、第三十八条)

ヘ 個人施行者によるマンション建替事業の施行の認可、規程若しくは規約又は事業計画の変更の認可、施行の認可の取消し及び数人共同して施行するマンション建替事業に係る規約の認可に係る公告(第四十九条、第五十条、第五十一条、第九十九条)

ト 個人施行者によるマンション建替事業に係る規程若しくは規約又は事業計画の変更の認可及び数人共同して施行するマンション建替事業に係る規約の認可(第五十条、第五十一条)

チ 審査委員の選任の承認(第五十三条)

リ 権利変換計画の変更の認可(第六十六条)

ヌ 施行再建マンション等の管理又は使用に関する管理規約の認可(第九十四条)

ル マンション建替組合又は個人施行者に対する報告の徴取、資料の提出の要求、勧告、助言及び援助(第九十七条)

ヲ マンション建替事業の施行及びマンション敷地売却事業に係る措置命令(第九十七条、第六十条)

ワ 処分取消し、変更若しくは停止又は工事の中止及び変更その他必要な措置の命令(第九十八条、第九十九条、第六十一条)

カ 議決等の取消し(第九十八条、第六十一条)

コ 除却する必要があるマンションの認定(第九十二条)

ク 要除却認定マンションの除却に係る指導及び助言並びに指示(第九十四条)

ケ 容積率の特例に関する許可(第九十五条)

コ 買受計画の変更の認定(第九十一条)

ソ 認定買受人に対する報告の徴取及び勧告(第九十四条)

タ マンション敷地売却組合の設立及び解散の認可並びに設立の認可の取消しに係る公告(第九十二条、第九十三条)

チ マンション敷地売却組合の定款又は資金計画の変更の認可(第九十三条)

リ 分配金取得計画の変更の認定(第九十五条)

ル 別表第一 住宅課長の専決事項の項第一号イ及びロ中「(復興住宅整備室長の専決に係るものを除く。)」を削り、同項に次の一号を加える。

十 災害公営住宅の設計(市町村から委託を受けたものを含む。)

別表第一 土木部長の復興住宅整備室に係る専決事項の項及び同表復興住宅整備室長の専決事項の項

を削り、同表地方振興事務所長の専決事項の項第二十二号中ヌをルとし、ニからリまでをホからヌまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ 住居集合地域等における麻酔銃猟の許可（所管区域を超える区域に係るものを除く。）（第三十八条の二）

別表第二出納局会計課長の専決事項の項第一号中「第一号及び第二号」を削り、同表出納局契約課長の専決事項の項第四号ト中「物品」の下に「（船舶用燃料及び航空機用燃料を除く。）」を加える。

別表第四農業振興部長の専決事項の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同表林業振興部長の専決事項の項第七号中ヌをルとし、ニからリまでをホからヌまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ 住居集合地域等における麻酔銃猟の許可（所管区域を超える区域に係るものを除く。）（第三十八条の二）

別表第四地域事務所に置かれる林業振興部長の専決事項の項第五号中ヌをルとし、ニからリまでをホからヌまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ 住居集合地域等における麻酔銃猟の許可（所管区域を超える区域に係るものを除く。）（第三十八条の二）

別表第八児童相談所の支所長の専決事項の項第一号イ中「及び市町村に対する助言」を「、相談、情報の提供、助言、研修その他の援助、交流の場の提供、里親の選定、里親と児童との間の調整、計画の作成」に改め、同項第二号へ中「聴取」を「聴取及び助言」に改め、同号に次の一号を加える。

ト 児童の安全の確認、相談、指導、助言その他の支援（第十三条の二）

別表第九土木事務所地域事務所の専決事項の項中第三十四号を第三十六号とし、第二十九号から第三十三号までを二号ずつ繰り下げ、同項第二十八号中「一億円」を「二億五千万円」に、「道路」を「公共土木施設（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第三条各号に掲げる施設で、土木事務所長が管理するものに限る。）の」に改め、同項中第二十八号を第三十号とし、第二十七号を第二十九号とし、第二十六号を第二十八号とし、第二十五号の次に次の一号を加える。

二十七 都市計画法第六十六条の規定による事業の施行について周知させるための措置等（公告に係るものを除く。）

別表第九土木事務所地域事務所の専決事項の項中第二十五号を第二十六号とし、第一号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 土地取用法の施行に関する次のこと。
イ 立入り等（第十一条）

ロ 立入りの通知（第十一条、第十二条）

ハ 障害物の伐除及び土地の試掘等の許可申請等並びに所有者等への通知（第十四条）

ニ 証票の発行（第十五条、第三十五条）

ホ 説明会の開催その他の措置（第十五条の十四）

ヘ 土地の管理者及び行政機関の意見の照会（第十八条）

ト 補償等について周知させるための措置（第二十八条の二）

チ 土地等への立入り、測量又は物件の調査及び土地等の占有者への通知（第三十五条）

リ 土地調査及び物件調査の作成（第三十六条、第三十六条の二、第三十七条の二）

ヌ 公告があつた旨の通知（第三十六条の二）

ル 補償金の支払請求の受理（第四十六条の二）

ヲ 一件一億五千万円未満の補償金の支払及び支払をする旨の通知（第四十六条の四）

ワ 権利取得裁決に係る一件一億五千万円未満の補償の払渡等又は供託（第九十五条）

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、別表第一総務部長の消防課に係る専決事項の項、同表自然保護課長の専決事項の項、同表保健福祉部長の医療整備課に係る専決事項の項第五号、同表農村整備課長の専決事項の項、同表土木部長の都市計画課に係る専決事項の項第四号、同表都市計画課長の専決事項の項第四号及び同表地方振興事務所長の専決事項の項、別表第二出納局会計課長の専決事項の項、別表第四農業振興部長の専決事項の項、同表林業振興部長の専決事項の項及び同表地域事務所に置かれる林業振興部長の専決事項の項、別表第八児童相談所の支所長の専決事項の項第二号並びに別表第九土木事務所地域事務所の専決事項の項の改正規定（同項第二十八号中「一億円」を「一億五千万円」に、「道路」を「公共土木施設（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第三条各号に掲げる施設で、土木事務所長が管理するものに限る。）の」に改める部分を除く。）は、平成二十九年三月三十一日から施行する。